

薬生薬審発 0328 第 8 号
30 消安第 6268 号
2019 製化管第 32 号
環保企発第 1903287 号
環水大土発第 1903281 号
平成 31 年 3 月 28 日

別記宛

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

経済産業省製造産業局化学物質管理課長

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室長

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室長

農薬として使用することができない除草剤の販売等について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）においては、法に基づく登録を受けていない農薬を農作物等^{（注）}の病虫害又は雑草の防除のために使用することを禁止しており、農薬に該当しない除草剤（法第 22 条第 1 項に規定する「農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤」をいう。以下同じ。）を農作物等の栽培・管理に使用した場合には、その使用者は罰せられることとなっています。また、農薬に該当しない除草剤は、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）による規制の対象となる場合があります。

これまで、農薬に該当しない除草剤については、道路、駐車場、グラウンド等において農作物等の栽培・管理以外の目的で使用されるものとして、「非農耕地専用と称する除草剤の販売等について」（平成 15 年 2 月 28 日付け医薬化発第 0228001 号、14 生産第 9524 号、15 製化管第 139 号、環保企第 211 号、環水土第 35 号厚生労働省医薬局審査管理課化

学物質安全対策室長、農林水産省生産局生産資材課長、経済産業省製造産業局化学物質管理課長、環境省総合環境政策局環境保健部企画課長、環境省環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室長通知。以下「非農耕地用除草剤通知」という。)により、関係者に販売等に当たっての留意点の周知をお願いしてきたところですが、

- ① 近年、農薬に該当しない除草剤が、ドラッグストアやいわゆる 100 円ショップ等において多く販売されるようになっており、また、インターネットを通じた販売・購入も容易になっていること
- ② 農薬に該当しない除草剤の「非農耕地専用」という表示が、当該除草剤の購入者に、農耕地でなければ使用することができる(例：公園、緑地等であれば植栽管理に用いることができる)との誤解を与える事例も発生していること

等を踏まえ、下記のとおり、農薬に該当しない除草剤に関する留意点等について改めてお知らせするので、貴社におかれては、傘下の店舗に対し(貴会におかれては、傘下の会員に対し)※¹周知方お願いします。

なお、本通知の発出に伴い、非農耕地用除草剤通知は廃止します。

(注)「農作物等」とは、栽培の目的や肥培管理の程度の如何を問わず、人が栽培している植物を総称するものです。その植物の全部又は一部を収穫して利用する目的で栽培している稲、麦、かんしょ、ばれいしょ、豆類、果樹やそ菜類、観賞用の目的で栽培している庭園樹、盆栽、花卉、公園の植栽、街路樹、ゴルフ場の芝のほか、山林樹木も含まれます。

記

1 農薬に該当しない除草剤の販売に当たっては、次の点に留意すること。

- (1) 法第 22 条第 1 項に基づき、農薬に該当しない除草剤の容器又は包装に、農薬として使用することができない旨を表示すること。
- (2) 法第 22 条第 2 項に基づき、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、農薬として使用することができない旨を表示すること。

「農薬として使用することができない旨」の表示を行う際には、以下の例を参考に、具体的に使用できない対象を付記するなど分かりやすい表示を行うこと。

【分かりやすい表示の例】

- ・こちらの除草剤は、農薬として使用することができません。
このため、農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理には使用できません。

【誤解を与えやすい表示の例】

- ・こちらの商品は、非農耕地専用の除草剤です。農耕地には使用できません。

- (3) 農薬に該当しない除草剤を農薬と誤解して購入されないよう、商品の陳列に十分注意するよう努めること。

【取組の例】

- ・農薬に該当しない除草剤と農薬登録のある除草剤を明確に区分して陳列。

- (4) 農耕地以外の場所であっても、農薬に該当しない除草剤は、農作物等の栽培・管理に使用することができない旨(例：公園、緑地等の植栽管理に使用することができな

い) の周知に努めること。

【取組の例】

・レジや売り場で、農薬に該当しない除草剤を農作物や樹木・芝・花き等の植物の栽培・管理に使用しないよう購入者に説明。

(5) 農薬に該当しない除草剤をインターネットで販売する場合には、対面での説明ができないことに鑑み、販売サイト上で農薬として使用することができない旨を記載するなど、分かりやすい情報提供に努めること。

(6) 農薬に該当しない除草剤を、農作物等の栽培・管理のために使用すること、農作物等の栽培・管理のために使用することを前提として販売すること、又は法第3条第1項の登録を受けている農薬と誤認させるような宣伝を行うことは、法により禁止されており、使用者又は販売者は罰則の対象となること。

2 農薬に該当しない除草剤の製造、輸入、販売又は授与に当たっては、農薬に該当しない除草剤の中にはパラコート等、毒劇法における毒物又は劇物に該当するものがある場合があるので、毒物又は劇物については、毒劇法を遵守するとともに(参考資料2参照)、次の点に留意すること。

(1) 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、身分証明書等により譲受人の身元(法人にあっては当該法人の事業)について十分確認を行った上で、さらに、毒物又は劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。

(2) 一般家庭において使用することを目的とする者に対しては、毒物又は劇物の販売を自粛し、代替品購入を勧めること。

3 農薬に該当しない除草剤については、化審法第55条に基づく適用除外の対象とはならず、化審法に基づく規制が適用される場合がある。したがって、化審法の規制の適用の有無に十分注意し、化審法が適用される場合にはこれを遵守すること。

(参考資料1) 農薬取締法関係条文(抜粋)

(参考資料2) 毒劇法上の適正な取扱いについて

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）関係条文（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるものうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2～4 （略）

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2～9 （略）

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第十六条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れなくて販売する場合にあつては、その包装）に次に掲げる事項の表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

一 登録番号

二 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有濃度（第三条第二項第十一号に掲げる事項を除く。）

三 内容量

四 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法

五～十一 （略）

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第十八条 販売者は、容器又は包装に第十六条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2～4 (略)

(虚偽の宣伝等の禁止)

第二十一条 製造者、輸入者（輸入の媒介を行う者を含む。）又は販売者は、その製造し、加工し、輸入（輸入の媒介を含む。）し、若しくは販売する農薬の有効成分の含有濃度若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をし、又は第三条第一項若しくは第三十四条第一項の登録を受けていない農薬について当該登録を受けていると誤認させるような宣伝をしてはならない。

2 (略)

(除草剤を農薬として使用することができない旨の表示)

第二十二条 除草剤（農薬以外の薬剤であつて、除草に用いられる薬剤その他除草に用いられるおそれがある薬剤として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を販売する者（以下「除草剤販売者」という。）は、除草剤を販売するときは、農林水産省令で定めるところにより、その容器又は包装に、当該除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。ただし、当該除草剤の容器又は包装にこの項の規定による表示がある場合は、この限りでない。

2 除草剤販売者（除草剤の小売を業とする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、その販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示をしなければならない。

(使用の禁止)

第二十四条 何人も、次に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

一 容器又は包装に第十六条の規定による表示のある農薬（第十八条第二項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）

二 特定農薬

(罰則)

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項又は第七条第一項の規定に違反して農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入した者

二 第十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして農薬を販売した者

三 第十八条第一項、第二十一条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、
第二十四条又は第二十五条第三項の規定に違反した者
四～七（略）

毒劇法上の適正な取扱いについて

毒物又は劇物の製造、輸入、販売又は授与にあたっては次の事項を遵守することが必要である。

- 1 毒劇法第 3 条に基づき、登録を受けることが必要であること。
- 2 毒劇法第 11 条第 1 項に基づき、貯蔵陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な設備とするとともに、盗難防止のため敷地境界線から十分隔離するか、又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること等の盗難・紛失防止措置を講じていること。
- 3 毒劇法第 12 条に定められた毒物又は劇物の容器及び貯蔵・陳列場所に対する表示が必要であること。
- 4 毒物又は劇物の譲渡にあたっては、毒劇法第 14 条に定められた手続を遵守すること。
- 5 毒物又は劇物の交付にあたっては、毒劇法第 15 条に定められた手続を遵守すること。
- 6 毒劇法施行令第 40 条の 9 で定める毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報（SDS）を譲受人に対し提供すること。

別記宛先

株式会社大創産業代表取締役社長
株式会社セリア代表取締役社長
株式会社キャンドウ代表取締役社長
株式会社ワッツ代表取締役

全国農業協同組合連合会肥料農薬部長
全国農業協同組合中央会会長
全国農薬協同組合理事長
一般社団法人日本ドウ・イット・ユアセルフ協会会長
日本チェーンストア協会会長
全国商店街振興組合連合会理事長
一般社団法人日本化学工業協会会長
一般社団法人日本化学品輸出入協会会長
全国化学工業薬品団体連合会会長
日本チェーンドラッグストア協会会長
一般社団法人全国スーパーマーケット協会会長

※1